

2 登下校中の突発的な自然災害への対応

【事例】

児童生徒が登下校中、突発的な自然災害（地震、落雷、竜巻等の突風、局地的大雨、暴風雪等）に遭った。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・自然災害の発生を認知した教職員は速やかに管理職に報告し、教職員で分担して児童生徒の安否を確認するとともに、黒板等を活用して対応の状況及び児童生徒に関する情報を共有する。
- ・気象庁が発表する気象警報・注意報等の防災気象情報や道路、避難指示、公共交通機関の運行状況等の正確な情報を収集するとともに、関係機関等への問い合わせ、実際の状況の観察等により、学校周辺の状況をできる限り把握する。
- ・大雪の場合は、雪崩や通学路の降雪状況等についても確認する。

[登校前、帰宅後の児童生徒・保護者への対応]

- ・保護者に連絡をして児童生徒が登校前、帰宅後で自宅にいることを確認するとともに、自宅待機や地域の避難所に避難する等、連絡後の動向予定等を確認する。

[通学途中の児童生徒・保護者への対応]

- ・保護者や日頃から指導している通学途中の避難できる場所（商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家等）に連絡をして、通学途中の児童生徒の所在や心身の状況を確認する等し、所在を確認した場合には確実に安全が確認できるまで待機するように指示する。
- ・通学途中の避難できる場所で待機している児童生徒が保護者と連絡がついていない場合には、保護者へ児童生徒の状況を連絡するとともに、引き渡しや登下校の方法について確認する。
- ・通学途中で所在が確認できていない児童生徒がいる場合には、教育委員会に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に捜索を要請する。

[在校している児童生徒・保護者への対応]

- ・在校している児童生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、学校に待機させる。
- ・下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者の出迎え等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合や公共の交通機関が不通で下校の手段のない場合、気象情報や土砂災害警戒情報等により下校時に危険が予想されている場合は、学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、児童生徒を地区ごとに集め、下校が可能となった場合に備える。保護者の出迎えがあった場合は、保護者に引き渡す。
- ・ゲリラ豪雨等、急な大雨で災害が発生する可能性がある場合は、保護者が無理に迎えに来ることがないようにする。

[関係機関等との連携]

- ・警察：児童生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、所在が確認できない児童生徒の捜索要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童生徒の安全確保についての協力要請を行う。
- ・消防：児童生徒及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、負傷した児童生徒の救急搬送の要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童生徒の避難誘導や救出についての協力要請を行う。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、児童生徒の状況と安全確保に関する対応について、速やかに教育委員会に報告し、必要な指示を受ける。特に、児童生徒の所在に関わる情報は随時報告する。
- ・市町村等の危機対策担当部局（災害対策本部等が設置されている場合は当該本部等）が把握している自然災害の状況について情報提供を求める。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等から児童生徒の所在等について問い合わせがあった場合は、窓口を一本化し、教育委員会又は管理職が対応する。
- ・記者発表等の報道対応は、児童生徒の個人情報の取扱いに十分配慮し、誤報を避けるため、時間を決め、事実確認が取れている内容のみを全ての報道機関に偏りなく回答する。

○発生後の対応ポイント

[状況の把握]

- ・学校周辺の状況及び児童生徒の通学路の被災箇所の有無を点検し、児童生徒の通学経路の状況について把握する。
- ・通学途中の避難できる場所を訪問、または連絡して、待機している児童生徒を把握し、心身の状況を確認するとともに、保護者に児童生徒の所在を連絡する。
- ・所在を確認できない児童生徒がいる場合は、引き続き、保護者及び関係機関等と連携し、所在確認に努める。